

令和3年度

千歳市奨学生募集のご案内

千歳市教育委員会

千歳市教育委員会では、学習する意欲があり、その能力がありながら、経済的な理由で修学が困難な学生・生徒に対し、等しく教育を受ける機会を確保するため、奨学金を交付しています。

令和3年度は、次のとおり募集いたしますので、希望される方は所定の受付期間に願書等必要書類を提出してください。

1 交付対象

奨学金の交付対象は、次の（1）から（6）のすべてに該当する方です。

なお、同一世帯から複数名の出願も可能です。

- （1）千歳市内に住所を有すること。（親又は親に代わる者が住所を有する場合を含む。）
- （2）現在、**高校、高等専門学校、専修学校**（修業年限が2年以上の専門課程又は修業年限が3年以上の高等課程に限る。）、**大学（短期大学を含む。）**に在学中、又は令和3年4月から進学を希望するものであること。
- （3）学資に乏しいこと。（世帯の総所得が次の所得基準額以下であること。）

区 分	所得基準額	
世帯人員	1人	214.5万円
	2人	343.5万円
	3人	396.0万円
	4人	429.0万円
	5人	460.5万円
	6人	487.5万円
	7人	511.5万円

※世帯人員が7人を超える場合は1人増すごとに24万円を加算します。

※令和2年分から、給与所得控除額及び公的年金等控除の見直しがあったことから、所得の算出にあたっては、給与所得控除後の給与等の金額又は公的年金等に係る雑所得の金額から10万円を減額し算出します。ただし、給与の収入金額が850万円、公的年金等収入金額が1,000万円を超える場合は、個別に算出します。

- （4）最近2か年の学習成績の評定を全教科について平均した値が、高校、高等専門学校、専修学校（修業年限が3年以上の高等課程）の場合は5段階評価で3.0以上、大学（短期大学を含む。）、高等専門学校（4年生、5年生及び専攻科）、専修学校生（修業年限が2年以上の専門課程）の場合は5段階評価で3.5以上あること。

※5段階評価でない場合は、5段階評価に換算して平均する。

- （5）素行が善良であること。
- （6）健康体で修学可能であること。

2 奨学金の額及び採用予定人数

採用予定人数を超える場合は、選考となります。

なお、本奨学金は将来返還する必要はありません。

対 象	金 額	予定人数 ※
高校生	月額 7,000 円 以内	75 人
高等専門学校生（1年生から3年生）		
専修学校生（修業年限が3年以上の高等課程）		
大学生（短期大学含む）	月額 10,000 円 以内	40 人
高等専門学校生（4年生、5年生及び専攻科）		
専修学校生（修業年限が2年以上の専門課程）		

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する世帯の増加が見込まれることから、予定人数については変更する場合があります。

3 支給期間

奨学生の資格は、令和3年4月から1年間です。次年度も継続して奨学生になることを希望する場合は、次年度募集時に改めて願書の提出が必要となります。

4 交付方法

奨学金は、3か月分を6月、9月、12月、2月の4回に分けて口座振込により交付いたします。振込先の口座名義は、奨学生本人となりますので、お持ちでない方は、交付手続きの際に口座の開設が必要となります。

5 選考方法

奨学生は、奨学生選考委員会において選考基準に基づいて審議された後、選考されません。このため、出願されてもご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

選考結果は、6月上旬までに出願者全員に文書で通知いたします。

6 奨学生の義務

奨学金制度は、将来、社会を担うにふさわしい人材を育成するため、市民からの貴重な寄附金等を原資として積み立てた奨学基金によって運用されています。

奨学生は、この趣旨をよく理解・認識し、常に奨学生としてふさわしい行動をとるよう求められます。

また、年度末には、皆さんが奨学金の交付を受けて、どのような成果があったのか作文形式で提出していただきます（学業の成果や進路等）。

その一部は、氏名等の個人が特定される部分を除いて、当該年度に貴重な寄附金をいただいた方々へ礼状と共に送られます。

7 出願に必要な書類

◆本人（保護者等）が記入、用意するもの

- (1) 奨学生願書（様式第1号）
- (2) 家庭状況調査書（様式第3号）
- (3) 合格通知書の写し（4月からの進学者のみ）
- (4) 令和2年分の確定申告書又は市民税申告書の写し、令和2年分の源泉徴収票の写し等、令和2年分の所得が確認できるもの

※同一生計者のうち、所得のある方全員の分が必要です。

※令和2年度の所得証明書は、内容が令和元年分（平成31年分）の証明となるため使用できません。

- (5) 生活保護を受けている場合は、**生活保護受給証明書**

◆学校に作成してもらうもの《学校に依頼してください。》

- (1) 奨学生推せん書（様式第2号）

※新高校1年生や新大学1年生など、4月から進学する方は、進学前に在籍していた学校に依頼してください。

- (2) 最近2年間の学業成績証明書

（例）新高校2年生の場合 → 中学3年時と高校1年時の証明

新大学2年生の場合 → 大学1年時と高校3年時の証明

※令和2年度出願者は、昨年提出いただいた学業成績証明書があるため、直近1年分のみが必要です。

- (3) 在学証明書（4月からの進学者は、入学後に提出）

8 願書の受付期間

令和3年3月1日（月）から4月9日（金）（土曜・日曜・祝日除く。）の間に、千歳市教育委員会企画総務課総務係（千歳市役所第2庁舎2階10番窓口）へ提出してください。

※願書等を直接窓口へ提出する場合は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスク着用及び来庁時のアルコール等による手指消毒をお願いします。

※郵送の場合は、4月9日必着です。また、郵送は簡易書留としてください。

期間前及び期限後の提出は受付できません。

（問い合わせ先）

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

（千歳市役所第2庁舎2階 10番窓口）

千歳市教育委員会企画総務課総務係

電話 0123-24-0819（直通）